

指定活用団体の指定に係る体制について

1. 趣旨

内閣総理大臣が行う指定活用団体の指定については、厳正に、かつ中立・公正な立場で実施することが求められることから、指定活用団体指定担当室を新たに内閣府本府に設け、指定活用団体の指定に関する事務を実施することとする。

2. 具体的な事務

指定活用団体の指定に関すること。

(公募要領の作成、公募手続、審査、指定の官報公示等を含む。)

3. 体制

室長 嶋田 裕光 (平成 30 年 8 月 1 日付)

参事官事務代理 松下 美帆 (平成 30 年 8 月 6 日付)

その他室員